

クラウドフレア社との和解成立について

令和2年2月20日
出版広報センター

2018年8月、KADOKAWA、講談社、集英社、小学館の4社は、東京地方裁判所に対し、福井健策、二関辰郎、出井甫（骨董通り法律事務所）、前田哲男（染井・前田・中川法律事務所）、伊藤真、平井佑希、丸田憲和（ライツ法律特許事務所）各弁護士を代理人として、米コンテンツ・デリバリー・ネットワーク大手、クラウドフレア社（本社・カリフォルニア州サンフランシスコ。以下、CF社）に、複数の悪質な海賊版サイトの、CF社サーバからの送信の差し止めを求める仮処分の申立を行いました。

東京地裁における審尋の結果、2019年6月時点で、以後、CF社を利用している海賊版サイトに対し、CF社が以下の行動をとることを条件に、4社とCF社の間で和解が成立しておりますことをお知らせ致します。

記

4社が指摘した海賊版サイトにおいて、著作権侵害が行われていると裁判所が判断した場合、CF社は、日本国内にあるCF社のサーバへの当該サイトの複製を中止する

解説

○CF社が行っている「コンテンツ・デリバリー・ネットワークサービス」とは

CF社と契約したウェブサイトについて、各国に分散して存在するCF社管理のサーバにデータを複製して、CF社管理サーバから複製データを送信するサービス。これによりサイト運営者または委託先が管理する蔵置サーバへのアクセスの集中を回避するとともに、閲覧者の場所に近接したサーバから配信を行うことができ、高速かつ安定した通信を実現できます。

○CF社が管理する日本国内のサーバにおける複製の中止とは

CF社の説明によれば、CF社のコンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスを利用する海賊版サイトを、日本から閲覧する場合、閲覧者のほとんどが日本国内にあるCF社のサーバに記録された複製データにアクセスします。日本国内のCF社のサーバへの複製を中止した場合、閲覧者は元の蔵置サーバまでデータを取りに行く必要がありますので、遠隔地までアクセスする必要が生じ、かつアクセスの集中も生じることになります。

（なお、本和解はCF社のサーバへの複製を行わないという内容であり、本和解履行後も通信自

体は CF 社のサーバを経由して行われますので、DNS サーバ上の情報などの外観は、複製中止後も CF 社のサーバから送信がされているように表示されます。)

4 社及び弁護団はこれまで、「漫画村」の後継サイトとされた「星のロミ.org」を含め、CF 社のサービスを利用していた複数の海賊版サイトについて、上記スキームの実行またはその準備をして参りました。しかしいずれの場合も、並行して米国で訴訟を提起するなどした段階でサイトは閉鎖されており、一定の効果が上がっていたことから、本件の詳細についての公表を見合わせて参りました。

しかしながら、海賊版サイトが CF 社のサービスを利用しようとする動きはその後も続いています。海賊版サイト運営者に対し、CF 社との間ですでに対応策が構築されていることを知らしめることが警告になると考え、本リリースに至った次第です。

4 社及び弁護団は、CF 社との上記スキームに限らず、海賊版撲滅のため、今後もあらゆる手段で対応して参ります。

以上